

令和7年度 第2回江東区こども・子育て会議

令和8年3月16日(月) 午後3時30分

江東区文化センター6階 第1～3会議室

《 会 議 次 第 》

1 開会

2 議題

- (1) こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の実施について 【資料1】
【参考1-1、1-2】

3 その他

- (1) 新たな児童相談体制構築に関する都区協議について 【参考2】
(2) 令和8年度におけるこども・子育て支援の主な取り組みについて 【参考3】
(3) 令和8年度 江東区こども・子育て会議について 【参考4】

4 閉会

<会議資料>

【資料1】 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の実施について

<参考資料>

【参考1-1】 子ども・子育て支援事業計画のこども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)にかかる計画

【参考1-2】 乳児等通園支援事業所一覧

【参考2】 新たな児童相談体制構築に関する都区協議について

【参考3】 令和8年度こども・子育て支援の主な取り組み(新規・拡充)

【参考4】 令和8年度 江東区こども・子育て会議について

令和 8 年 3 月 1 6 日
 こども未来部保育政策課

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施について

1 背景・目的

国は、保護者の就労状況に関わらず、こどもを月一定時間保育施設等に預けることができる新たな通園制度であるこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を創設しました。子ども・子育て支援法に「乳児等のための支援給付」として規定され、令和 8 年度から全国の自治体で実施されます。

未就園児が、家庭とは異なる環境でさまざまな経験ができ、同世代のこどもと関わる機会を得るとともに、保護者の孤立感の解消や、既存の保育資源のさらなる活用（空き定員・空きスペース等）が期待できます。

2 事業内容

	国	江東区「あずかーる」
対象者	0 歳 6 か月から満 3 歳未満までで保育所等に通っていないこども	0 歳 6 か月から 2 歳児クラスまでで保育所等に通っていないこども ※年度途中で利用不可となることを回避
利用時間	月 10 時間まで利用可能	月 40 時間まで利用可能 ※満 3 歳以上は月 30 時間
利用方法	定期利用 柔軟利用	原則定期利用 ※既存の一時預かり事業と差別化
利用料	1 時間 300 円	無償（都補助制度を活用）
運営費	【公定価格】 <基本分> こども 1 人 1 時間 0 歳 1,700 円 1・2 歳 1,400 円 <加算分> 初回事前面談対応加算 0 歳 1,700 円 1・2 歳 1,400 円 障害児加算 1 時間あたり 600 円 医療的ケア児加算 1 時間あたり 2,500 円 など	【公定価格】 に加え、1 月あたり延利用人数に応じた 基礎額 を加算 （基礎額の例） 保育園 1 月あたり延利用人数 1～13 名の場合 月額 235,200 円

3 利用までの流れ（4月利用開始の場合）

（1）利用申請（2/19(木)まで）

- ・国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」から利用申請
- ・区で審査後、総合支援システム利用のためのアカウント発行

（2）面談予約

- ・利用者（保護者）のアカウント情報やこどもの情報を登録
- ・利用希望施設に対して面談予約
- ・定員以上の予約数があった場合は抽選を実施

（3）面談・利用予約（3月上旬から）

- ・施設と面談後、利用日の予約

（4）利用開始（最短4/1(水)から）

- ・各施設利用開始日より利用開始

4 需要量・提供体制の確保について

子ども・子育て支援法の改正により、子ども・子育て支援事業計画にこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の計画（需要量の見込みと提供体制の確保）を、事業開始前に追加することが義務付けられました。計画については、国制度及び区制度それぞれ策定し、令和8年から令和11年までの4年間で必要数を整備することとします。計画詳細については参考1-1のとおり。

5 乳児等通園支援事業所一覧

参考1-2のとおり

子ども・子育て支援事業計画の
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）
にかかる計画

- 地域の教育・保育施設等と連携し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設への円滑な移行を支援するとともに、一体的提供を継続的に推進する体制を整備し、子どもの発達や学びの連続性と保護者の安心感の向上を図る。

【国制度】

令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制（江東区全体）

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児	—	—	3,597	3,520	3,442	3,365				
	1歳児	—	—	3,774	3,691	3,614	3,551				
	2歳児	—	—	3,907	3,770	3,691	3,632				
	合計	—	—	11,278	10,981	10,747	10,548				
対象児童数	0歳児	—	—	1,002	981	959	936				
	1歳児	—	—	1,318	1,289	1,262	1,240				
	2歳児	—	—	1,136	1,097	1,077	1,057				
	合計	—	—	3,456	3,367	3,298	3,233				
利用率	0歳児	—	—	100%	100%	100%	100%				
	1歳児	—	—	100%	100%	100%	100%				
	2歳児	—	—	100%	100%	100%	100%				
	合計	—	—	—	—	—	—				
（利用者数）	0歳児	—	—	1,002	981	959	936				
	1歳児	—	—	1,318	1,289	1,262	1,240				
	2歳児	—	—	1,136	1,097	1,077	1,057				
	合計	—	—	3,456	3,367	3,298	3,233				
必要受入時間数	0歳児	—	—	10,020	9,810	9,590	9,360				
	1歳児	—	—	13,180	12,890	12,620	12,400				
	2歳児	—	—	11,360	10,970	10,770	10,570				
	合計	—	—	34,560	33,670	32,980	32,330				
（必要の見込み員数）	0歳児	—	—	57	56	54	53				
	1歳児	—	—	75	73	72	70				
	2歳児	—	—	65	62	61	60				
	合計	—	—	196	191	187	184				
確保方策	0歳児	—	—	13	13	26	13	39	13	53	14
	1歳児	—	—	17	17	34	17	52	18	70	18
	2歳児	—	—	15	15	30	15	45	15	60	15
	合計	—	—	45	45	90	45	136	46	184	47

※対象児童数：保育所等に通っていない未就園児数

※利用者数：対象児童数×利用率

※必要受入時間数：利用者数×月利用時間 10 時間

※必要定員数（量の見込み）：国が示す算出方法により「必要受入時間数÷8（時間）÷22（日）」で算出

※確保方策（うち新規整備）：令和11年必要定員数÷4（令和8～11年）

※確保方策（見込み・計画数）：当該年度までの新規整備の累計

※小数点以下を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合があります

【国制度】

令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制（深川地域）

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児	—	—	1,011	—	997	—	977	—	946	—
	1歳児	—	—	1,099	—	1,074	—	1,059	—	1,037	—
	2歳児	—	—	1,060	—	1,093	—	1,074	—	1,054	—
	合計	—	—	3,170	—	3,164	—	3,110	—	3,037	—
対象児童数	0歳児	—	—	271	—	268	—	262	—	253	—
	1歳児	—	—	340	—	332	—	328	—	321	—
	2歳児	—	—	274	—	283	—	280	—	274	—
	合計	—	—	885	—	883	—	870	—	848	—
利用率	0歳児	—	—	100%	—	100%	—	100%	—	100%	—
	1歳児	—	—	100%	—	100%	—	100%	—	100%	—
	2歳児	—	—	100%	—	100%	—	100%	—	100%	—
	合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（利用者数）	0歳児	—	—	271	—	268	—	262	—	253	—
	1歳児	—	—	340	—	332	—	328	—	321	—
	2歳児	—	—	274	—	283	—	280	—	274	—
	合計	—	—	885	—	883	—	870	—	848	—
必要受入時間数	0歳児	—	—	2,710	—	2,680	—	2,620	—	2,530	—
	1歳児	—	—	3,400	—	3,320	—	3,280	—	3,210	—
	2歳児	—	—	2,740	—	2,830	—	2,800	—	2,740	—
	合計	—	—	8,850	—	8,830	—	8,700	—	8,480	—
（必要の見込み員数）	0歳児	—	—	15	—	15	—	15	—	14	—
	1歳児	—	—	19	—	19	—	19	—	18	—
	2歳児	—	—	16	—	16	—	16	—	16	—
	合計	—	—	50	—	50	—	49	—	48	—
確保方策	0歳児	—	—	4	4	7	4	11	4	14	4
	1歳児	—	—	5	5	9	5	14	5	18	5
	2歳児	—	—	4	4	8	4	12	4	16	4
	合計	—	—	12	12	24	12	36	12	48	12

※対象児童数：保育所等に通っていない未就園児数

※利用者数：対象児童数×利用率

※必要受入時間数：利用者数×月利用時間 10 時間

※必要定員数（量の見込み）：国が示す算出方法により「必要受入時間数÷8（時間）÷22（日）」で算出

※確保方策（うち新規整備）：令和11年必要定員数÷4（令和8～11年）

※確保方策（見込み・計画数）：当該年度までの新規整備の累計

※小数点以下を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合があります

【国制度】

令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制（城東地域）

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児	—	—	1,480	—	1,453	—	1,415	—	1,405	—
	1歳児	—	—	1,484	—	1,459	—	1,420	—	1,414	—
	2歳児	—	—	1,665	—	1,529	—	1,491	—	1,488	—
	合計	—	—	4,629	—	4,441	—	4,326	—	4,307	—
対象児童数	0歳児	—	—	418	—	411	—	400	—	396	—
	1歳児	—	—	542	—	532	—	518	—	516	—
	2歳児	—	—	462	—	426	—	416	—	414	—
	合計	—	—	1,422	—	1,369	—	1,334	—	1,326	—
利用率	0歳児	—	—	100%	—	100%	—	100%	—	100%	—
	1歳児	—	—	100%	—	100%	—	100%	—	100%	—
	2歳児	—	—	100%	—	100%	—	100%	—	100%	—
	合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（利用者数）	0歳児	—	—	418	—	411	—	400	—	396	—
	1歳児	—	—	542	—	532	—	518	—	516	—
	2歳児	—	—	462	—	426	—	416	—	414	—
	合計	—	—	1,422	—	1,369	—	1,334	—	1,326	—
必要受入時間数	0歳児	—	—	4,180	—	4,110	—	4,000	—	3,960	—
	1歳児	—	—	5,420	—	5,320	—	5,180	—	5,160	—
	2歳児	—	—	4,620	—	4,260	—	4,160	—	4,140	—
	合計	—	—	14,220	—	13,690	—	13,340	—	13,260	—
（必要の見込み員数）	0歳児	—	—	24	—	23	—	23	—	23	—
	1歳児	—	—	31	—	30	—	29	—	29	—
	2歳児	—	—	26	—	24	—	24	—	24	—
	合計	—	—	81	—	78	—	76	—	75	—
確保方策	0歳児	—	—	6	6	11	6	17	6	23	6
	1歳児	—	—	7	7	15	7	22	7	29	7
	2歳児	—	—	6	6	12	6	18	6	24	6
	合計	—	—	19	19	38	19	57	19	75	19

※対象児童数：保育所等に通っていない未就園児数

※利用者数：対象児童数×利用率

※必要受入時間数：利用者数×月利用時間 10 時間

※必要定員数（量の見込み）：国が示す算出方法により「必要受入時間数÷8（時間）÷22（日）」で算出

※確保方策（うち新規整備）：令和11年必要定員数÷4（令和8～11年）

※確保方策（見込み・計画数）：当該年度までの新規整備の累計

※小数点以下を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合があります

【国制度】

令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制（臨海地域）

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児	—	—	1,106	—	1,070	—	1,050	—	1,014	—
	1歳児	—	—	1,191	—	1,158	—	1,135	—	1,100	—
	2歳児	—	—	1,182	—	1,148	—	1,126	—	1,090	—
	合計	—	—	3,479	—	3,376	—	3,311	—	3,204	—
対象児童数	0歳児	—	—	313	—	302	—	297	—	287	—
	1歳児	—	—	436	—	425	—	416	—	403	—
	2歳児	—	—	400	—	388	—	381	—	369	—
	合計	—	—	1,149	—	1,115	—	1,094	—	1,059	—
利用率	0歳児	—	—	100%	—	100%	—	100%	—	100%	—
	1歳児	—	—	100%	—	100%	—	100%	—	100%	—
	2歳児	—	—	100%	—	100%	—	100%	—	100%	—
	合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（利用者数）	0歳児	—	—	313	—	302	—	297	—	287	—
	1歳児	—	—	436	—	425	—	416	—	403	—
	2歳児	—	—	400	—	388	—	381	—	369	—
	合計	—	—	1,149	—	1,115	—	1,094	—	1,059	—
必要受入時間数	0歳児	—	—	3,130	—	3,020	—	2,970	—	2,870	—
	1歳児	—	—	4,360	—	4,250	—	4,160	—	4,030	—
	2歳児	—	—	4,000	—	3,880	—	3,810	—	3,690	—
	合計	—	—	11,490	—	11,150	—	10,940	—	10,590	—
（必要の見込み員数）	0歳児	—	—	18	—	17	—	17	—	16	—
	1歳児	—	—	25	—	24	—	24	—	23	—
	2歳児	—	—	23	—	22	—	22	—	21	—
	合計	—	—	65	—	63	—	62	—	60	—
確保方策	0歳児	—	—	4	4	8	4	12	4	16	4
	1歳児	—	—	6	6	11	6	17	6	23	6
	2歳児	—	—	5	5	10	5	16	5	21	5
	合計	—	—	15	15	30	15	45	15	60	15

※対象児童数：保育所等に通っていない未就園児数

※利用者数：対象児童数×利用率

※必要受入時間数：利用者数×月利用時間 10 時間

※必要定員数（量の見込み）：国が示す算出方法により「必要受入時間数÷8（時間）÷22（日）」で算出

※確保方策（うち新規整備）：令和11年必要定員数÷4（令和8～11年）

※確保方策（見込み・計画数）：当該年度までの新規整備の累計

※小数点以下を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合があります

【江東区制度】

令和7年度以降のこども誰で通園制度の利用需要と提供体制（江東区全体）

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児		—		3,597		3,520		3,442		3,365
	1歳児		—		3,774		3,691		3,614		3,551
	2歳児		—		3,907		3,770		3,691		3,632
	合計		—		11,278		10,981		10,747		10,548
対象児童数	0歳児		—		1,002		981		959		936
	1歳児		—		1,318		1,289		1,262		1,240
	2歳児		—		1,136		1,097		1,077		1,057
	合計		—		3,456		3,367		3,298		3,233
利用率	0歳児		—		16%		16%		16%		16%
	1歳児		—		10%		10%		10%		10%
	2歳児		—		4%		4%		4%		4%
	合計		—		—		—		—		—
（利用者数）	0歳児		—		160		157		153		150
	1歳児		—		132		129		126		124
	2歳児		—		45		44		43		42
	合計		—		338		330		323		316
必要受入時間数	0歳児		—		6,413		6,278		6,138		5,990
	1歳児		—		5,272		5,156		5,048		4,960
	2歳児		—		1,818		1,755		1,723		1,691
	合計		—		13,502		13,190		12,909		12,642
（必要の見込み員数）	0歳児		—		36		36		35		34
	1歳児		—		30		29		29		28
	2歳児		—		10		10		10		10
	合計		—		77		75		73		72
確保方策	0歳児	—	—	8	8	16	8	25	9	34	9
	1歳児	—	—	7	7	14	7	21	7	28	7
	2歳児	—	—	2	2	4	2	7	3	10	3
	合計	—	—	17	17	34	17	53	19	72	19

※対象児童数：保育所等に通っていない未就園児数

※利用者数：対象児童数×利用率

※利用率：「あずかーる」応募者により試算

※必要受入時間数：利用者数×月利用時間 40 時間

※必要定員数（量の見込み）：国が示す算出方法により「必要受入時間数÷8（時間）÷22（日）」で算出

※確保方策（うち新規整備）：令和11年必要定員数÷4（令和8～11年）

※確保方策（見込み・計画数）：当該年度までの新規整備の累計

※小数点以下を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合があります

【江東区制度】

令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制（深川地域）

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児	—	—	1,011	—	997	—	977	—	946	—
	1歳児	—	—	1,099	—	1,074	—	1,059	—	1,037	—
	2歳児	—	—	1,060	—	1,093	—	1,074	—	1,054	—
	合計	—	—	3,170	—	3,164	—	3,110	—	3,037	—
対象児童数	0歳児	—	—	271	—	268	—	262	—	253	—
	1歳児	—	—	340	—	332	—	328	—	321	—
	2歳児	—	—	274	—	283	—	280	—	274	—
	合計	—	—	885	—	883	—	870	—	848	—
利用率	0歳児	—	—	16%	—	16%	—	16%	—	16%	—
	1歳児	—	—	10%	—	10%	—	10%	—	10%	—
	2歳児	—	—	4%	—	4%	—	4%	—	4%	—
	合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（利用者数）	0歳児	—	—	43	—	43	—	42	—	40	—
	1歳児	—	—	34	—	33	—	33	—	32	—
	2歳児	—	—	11	—	11	—	11	—	11	—
	合計	—	—	88	—	87	—	86	—	84	—
必要受入時間数	0歳児	—	—	1,734	—	1,715	—	1,677	—	1,619	—
	1歳児	—	—	1,360	—	1,328	—	1,312	—	1,284	—
	2歳児	—	—	438	—	453	—	448	—	438	—
	合計	—	—	3,533	—	3,496	—	3,437	—	3,342	—
（必要定員数）	0歳児	—	—	10	—	10	—	10	—	9	—
	1歳児	—	—	8	—	8	—	7	—	7	—
	2歳児	—	—	2	—	3	—	3	—	2	—
	合計	—	—	20	—	20	—	20	—	19	—
確保方策	0歳児	—	—	2	2	5	2	7	2	9	2
	1歳児	—	—	2	2	4	2	5	2	7	2
	2歳児	—	—	1	1	1	1	2	1	2	1
	合計	—	—	5	5	9	5	14	5	19	5

※対象児童数：保育所等に通っていない未就園児数

※利用者数：対象児童数×利用率

※利用率：「あずかーる」応募者により試算

※必要受入時間数：利用者数×月利用時間 40 時間

※必要定員数（量の見込み）：国が示す算出方法により「必要受入時間数÷8（時間）÷22（日）」で算出

※確保方策（うち新規整備）：令和11年必要定員数÷4（令和8～11年）

※確保方策（見込み・計画数）：当該年度までの新規整備の累計

※小数点以下を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合があります

【江東区制度】

令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制（城東地域）

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児	—	—	1,480	—	1,453	—	1,415	—	1,405	—
	1歳児	—	—	1,484	—	1,459	—	1,420	—	1,414	—
	2歳児	—	—	1,665	—	1,529	—	1,491	—	1,488	—
	合計	—	—	4,629	—	4,441	—	4,326	—	4,307	—
対象児童数	0歳児	—	—	418	—	411	—	400	—	396	—
	1歳児	—	—	542	—	532	—	518	—	516	—
	2歳児	—	—	462	—	426	—	416	—	414	—
	合計	—	—	1,422	—	1,369	—	1,334	—	1,326	—
利用率	0歳児	—	—	16%	—	16%	—	16%	—	16%	—
	1歳児	—	—	10%	—	10%	—	10%	—	10%	—
	2歳児	—	—	4%	—	4%	—	4%	—	4%	—
	合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（利用者数）	0歳児	—	—	67	—	66	—	64	—	63	—
	1歳児	—	—	54	—	53	—	52	—	52	—
	2歳児	—	—	18	—	17	—	17	—	17	—
	合計	—	—	140	—	136	—	132	—	132	—
必要受入時間数	0歳児	—	—	2,675	—	2,630	—	2,560	—	2,534	—
	1歳児	—	—	2,168	—	2,128	—	2,072	—	2,064	—
	2歳児	—	—	739	—	682	—	666	—	662	—
	合計	—	—	5,582	—	5,440	—	5,298	—	5,261	—
（必要の見込み員数）	0歳児	—	—	15	—	15	—	15	—	14	—
	1歳児	—	—	12	—	12	—	12	—	12	—
	2歳児	—	—	4	—	4	—	4	—	4	—
	合計	—	—	32	—	31	—	30	—	30	—
確保方策	0歳児	—	—	4	4	7	4	11	4	14	4
	1歳児	—	—	3	3	6	3	9	3	12	3
	2歳児	—	—	1	1	2	1	3	1	4	1
	合計	—	—	7	7	15	7	22	7	30	7

※対象児童数：保育所等に通っていない未就園児数

※利用者数：対象児童数×利用率

※利用率：「あずかーる」応募者により試算

※必要受入時間数：利用者数×月利用時間40時間

※必要定員数（量の見込み）：国が示す算出方法により「必要受入時間数÷8（時間）÷22（日）」で算出

※確保方策（うち新規整備）：令和11年必要定員数÷4（令和8～11年）

※確保方策（見込み・計画数）：当該年度までの新規整備の累計

※小数点以下を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合があります

【江東区制度】

令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制（臨海地域）

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児	—	—	1,106	—	1,070	—	1,050	—	1,014	—
	1歳児	—	—	1,191	—	1,158	—	1,135	—	1,100	—
	2歳児	—	—	1,182	—	1,148	—	1,126	—	1,090	—
	合計	—	—	3,479	—	3,376	—	3,311	—	3,204	—
対象児童数	0歳児	—	—	313	—	302	—	297	—	287	—
	1歳児	—	—	436	—	425	—	416	—	403	—
	2歳児	—	—	400	—	388	—	381	—	369	—
	合計	—	—	1,149	—	1,115	—	1,094	—	1,059	—
利用率	0歳児	—	—	16%	—	16%	—	16%	—	16%	—
	1歳児	—	—	10%	—	10%	—	10%	—	10%	—
	2歳児	—	—	4%	—	4%	—	4%	—	4%	—
	合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（利用者数）	0歳児	—	—	50	—	48	—	48	—	46	—
	1歳児	—	—	44	—	43	—	42	—	40	—
	2歳児	—	—	16	—	16	—	15	—	15	—
	合計	—	—	110	—	106	—	104	—	101	—
必要受入時間数	0歳児	—	—	2,003	—	1,933	—	1,901	—	1,837	—
	1歳児	—	—	1,744	—	1,700	—	1,664	—	1,612	—
	2歳児	—	—	640	—	621	—	610	—	590	—
	合計	—	—	4,387	—	4,254	—	4,174	—	4,039	—
（必要の見込み員数）	0歳児	—	—	11	—	11	—	11	—	10	—
	1歳児	—	—	10	—	10	—	9	—	9	—
	2歳児	—	—	4	—	4	—	3	—	3	—
	合計	—	—	25	—	24	—	24	—	23	—
確保方策	0歳児	—	—	3	3	5	3	8	3	10	3
	1歳児	—	—	2	2	5	2	7	2	9	2
	2歳児	—	—	1	1	2	1	3	1	3	1
	合計	—	—	6	6	11	6	17	6	23	6

※対象児童数：保育所等に通っていない未就園児数

※利用者数：対象児童数×利用率

※利用率：「あずかーる」応募者により試算

※必要受入時間数：利用者数×月利用時間40時間

※必要定員数（量の見込み）：国が示す算出方法により「必要受入時間数÷8（時間）÷22（日）」で算出

※確保方策（うち新規整備）：令和11年必要定員数÷4（令和8～11年）

※確保方策（見込み・計画数）：当該年度までの新規整備の累計

※小数点以下を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合があります

参考 1-2

乳児等通園支援事業所一覧（公立保育園）

（単位：人）

No.	地区	施設名		所在地	事業形態	利用定員（最大受入可能数）			
						0歳	1歳	2歳	合計
1	白河	森下保育園	公設公営	森下3-14-6	余裕活用型	0	16	20	36
2		白河保育園	公設公営	白河1-7-1	余裕活用型	10	12	18	40
3		白河かもめ保育園	公設民営	白河1-5-1-101	余裕活用型	9	12	14	35
4	富岡	深川一丁目保育園	公設公営	深川1-6-15-101	余裕活用型	0	12	16	28
5		古石場保育園	公設公営	古石場2-14-1-102	余裕活用型	15	18	23	56
6	小松橋	千田保育園	公設民営	千田22-8	余裕活用型	6	15	18	39
7		猿江保育園	公設民営	猿江1-8-10	余裕活用型	6	7	9	22
8		毛利保育園	公設民営	毛利2-1-14	余裕活用型	9	12	15	36
9	東陽	東陽保育園	公設公営	東陽3-22-1-101	余裕活用型	10	14	17	41
10		塩崎保育園	公設公営	塩浜2-6-3	一般型（専用室独立型）	4	5	6	15
11	豊洲	東雲保育園	公設公営	東雲1-8-5-101	余裕活用型	0	12	14	26
12		東雲第二保育園	公設公営	東雲2-4-4-103	余裕活用型	0	14	17	31
13		辰巳第二保育園	公設民営	辰巳1-2-4	余裕活用型	3	12	18	33
14		辰巳第三保育園	公設公営	辰巳1-10-81-101	余裕活用型	12	13	14	39
15		潮見保育園	公設民営	潮見1-29-15-101	余裕活用型	12	15	18	45
16	亀戸	亀戸第三保育園	公設公営	亀戸1-24-6	余裕活用型	11	20	22	53
17		亀戸第四保育園	公設民営	亀戸4-21-13	余裕活用型	10	16	24	50
18		亀戸保育園	公設公営	亀戸6-54-2-101	余裕活用型	0	7	10	17
19		亀戸第二保育園	公設公営	亀戸7-41-16 3・4階	余裕活用型	0	15	18	33
20	大島	大島第二保育園	公設公営	大島4-1-6-130	余裕活用型	0	11	16	27
21		大島第五保育園	公設民営	大島4-21-3-101	余裕活用型	12	15	18	45
22		大島保育園	公設公営	大島5-40-4 1階	余裕活用型	0	15	18	33
23		大島第三保育園	公設公営	大島6-1-6-130	余裕活用型	0	14	20	34
24		大島第四保育園	公設公営	大島8-12-20-101	余裕活用型	0	13	18	31
25		わかば保育園	公設公営	大島9-7-8-101	余裕活用型	11	17	18	46
26	砂町	北砂保育園	公設公営	北砂1-1-4-101	余裕活用型	0	12	14	26
27		小名木川第二保育園	公設公営	北砂5-20-3-101	余裕活用型	10	14	17	41
28		亀高第二保育園	公設公営	北砂5-20-10-101	余裕活用型	11	16	18	45
29		東砂第二保育園	公設公営	東砂2-6-4-101	余裕活用型	0	12	14	26
30		東砂保育園	公設公営	東砂2-13-2-101	余裕活用型	0	12	14	26
31	南砂	東砂第四保育園	公設公営	東砂7-17-35-101	余裕活用型	0	14	18	32
32		南砂第三保育園	公設公営	南砂2-3-6-103	余裕活用型	0	17	18	35
33		南砂第四保育園	公設民営	南砂2-3-4-101	余裕活用型	10	14	17	41
34		南砂第五保育園	公設公営	南砂7-9-11	余裕活用型	20	25	25	70
35		南砂第一保育園	公設公営	南砂4-4-1-102	余裕活用型	0	16	19	35
36		南砂さくら保育園	公設民営	南砂6-8-3	余裕活用型	6	15	18	39
37		城東保育園	公設公営	南砂7-9-11	一般型（専用室独立型）	4	5	6	15
合計						201	504	617	1,322

※余裕活用型の利用定員は、認可保育所の入所状況等により、受入可能数が変動する。

乳児等通園支援事業所一覧（私立保育園）

（単位：人）

No.	地区	施設名	所在地	事業形態	利用定員（最大受入可能数）				
					0歳	1歳	2歳	合計	
1	白河	ワーカーズコープ新大橋のびっこ保育園（本園）	認可	新大橋2-17-9 1階	余裕活用型	0	8	10	18
2		小鳩保育園 清澄白河	認可	白河3-10-8 1~3階	余裕活用型	0	10	10	20
3		たかもり保育園	小規模	高橋6-4	余裕活用型	0	6	6	12
4	富岡	小鳩保育園 永代	認可	永代1-12-5-101	余裕活用型	5	7	7	19
5		もんなかほうゆう保育園	認可	冬木11-17	余裕活用型	0	5	8	13
6		まこと保育園	認可	冬木16-7	一般型（在園児合同型）	0	0	1	1
7		小鳩スマート保育所 冬木	小規模	冬木22-24	余裕活用型	5	7	7	19
8		ひろがり保育園・門前仲町	認可	富岡1-4-10 1階	余裕活用型	3	7	7	17
9		アスクもんなか保育園	認可	富岡1-14-17	余裕活用型	12	15	15	42
10	小松川	小規模保育室ラッキーココナッツ	小規模	千石2-8-4 1階	余裕活用型	5	5	6	16
11		マミー保育園扇橋	認可	扇橋1-21-5 1・2階	余裕活用型	0	16	16	32
12		スマイルクラブナーサリー住吉	小規模	猿江2-16-5 1階	余裕活用型	6	6	7	19
13	東陽	スマイルクラブナーサリー木場	認可	木場1-4-5 2階	余裕活用型	6	8	8	22
14		タムスわんぱく保育園木場	認可	木場2-13-17	余裕活用型	0	10	12	22
15		マミー保育園東陽町	認可	東陽2-2-14	余裕活用型	0	17	23	40
16	豊洲	キッズスマイル江東塩浜	認可	塩浜2-14-5	余裕活用型	0	8	8	16
17		愛隣シャローム保育園	認可	枝川3-6-15	余裕活用型	9	0	18	27
18		MIWAシンフォニア保育園	認可	豊洲2-5-3-101	余裕活用型	9	18	23	50
19		アスクバイリンガル保育園 豊洲	認可	豊洲3-6-8 1階	余裕活用型	6	10	11	27
20		スマイスセレソン豊洲保育園	認可	豊洲5-5-25	余裕活用型	9	13	13	35
21		小学館アカデミーしんとよす保育園	認可	豊洲6-2-10	余裕活用型	9	42	42	93
22		YMCAオーリーブ保育園	認可	東雲1-8-18	余裕活用型	0	0	18	18
23		東雲ルミナス保育園	認証	東雲1-9-10 2階	一般型（在園児合同型）	0	3	0	3
24		YMCAキャナルコート保育園	認可	東雲1-9-14-104	余裕活用型	0	0	20	20
25	キッズスマイル江東有明	認可	有明1-3-1 1階	余裕活用型	0	0	12	12	
26	亀戸	保育園ミルキーウェイ亀戸園	認可	亀戸7-38-12 1・2階	余裕活用型	6	8	8	22
27		亀戸こころ保育園分園	認可	亀戸7-63-3-118	余裕活用型	6	7	7	20
28		亀戸こころ保育園	認可	亀戸9-34-1-140	余裕活用型	9	14	18	41
29	大島	マミー保育園西大島	認可	大島2-36-15	余裕活用型	0	9	12	21
30		かがやき保育園	認可	大島7-37-13	一般型（在園児合同型）	0	1	0	1
31		アスク東大島保育園	認可	大島8-31-2	余裕活用型	6	10	12	28
32	砂町	キッズスマイル江東北砂	認可	北砂5-1-23	余裕活用型	6	0	0	6
33		小鳩スマート保育所 北砂	小規模	北砂5-16-13	余裕活用型	5	7	7	19
34		マミー保育園東砂	認可	東砂3-28-1	余裕活用型	0	30	30	60
合計						122	307	402	831

※余裕活用型の利用定員は、認可保育所の入所状況等により、受入可能数が変動する。

乳児等通園支援事業所一覧（幼稚園）

（単位：人）

No.	地区	施設名	所在地	事業形態	利用定員（最大受入可能数）				
					0歳	1歳	2歳	合計	
1	小松橋	つばめ幼稚園	区立	扇橋3-20-13-101	一般型（専用室独立型）	0	0	12	12
2		まなべ幼稚園	私立	住吉2-14-6	一般型（専用室独立型）	0	0	10	10
3		江東YMCA幼稚園	私立	石島3-15	一般型（専用室独立型）	0	0	12	12
4	豊洲	枝川幼稚園	区立	枝川3-4-1-101	一般型（専用室独立型）	0	0	6	6
5	亀戸	第二亀戸幼稚園	区立	亀戸6-36-1	一般型（専用室独立型）	0	0	6	6
6		まんともみ幼稚園	私立	亀戸1-14-12	一般型（在園児合同型）	0	0	16	16
7	砂町	江東めぐみ幼稚園	私立	東砂2-11-3	一般型（在園児合同型）	0	0	12	12
8		きよし幼稚園	私立	東砂3-17-10	一般型（専用室独立型）	0	0	20	20
9	南砂	第五砂町幼稚園	区立	東砂7-5-27	一般型（専用室独立型）	0	0	12	12
合計						0	0	106	106

令和7年10月7日
 こども未来部児童相談体制連携調整担当

新たな児童相談体制構築に関する都区協議について

1 概要

区は、新たな児童相談体制の構築に向け東京都と協議を進めてきたが、今般、都区双方で基本合意書（案）を取りまとめた。

2 都区協議の経過

都区連携方針会議 (部・課長級)	①	スケジュール・協議項目の確認
	②	基本合意書（区案）の確認・協議
	③	基本合意書（調整案）の確認・協議
	④	基本合意書（案）の最終確認

3 主な合意内容案

項目	主な内容
序文	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都と江東区は一体的な児童相談体制を構築するため、江東区が策定した「江東区児童相談所基本構想」及び「江東区児童相談所基本計画（素案）」の基本方針を踏まえること ○ 都区は4つの理念を共有したうえで、次のとおり基本的事項に合意する。
1 一体的、重層的な児童相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管轄区域…現江東児童相談所の所管区域を江東区1区のみに変更し、現在の江東児童相談所は、区施設の開設に合わせてすべての機能を移す。 (2) 機能強化…区は虐待の未然・再発防止等、都は専門的アセスメント及び重症ケースへの対応等を強化・充実 (3) 都区職員間の連携…施設設計の工夫等で、顔の見える関係性を構築し、連携を強化 (4) 児童相談所による地域支援の充実…要保護児童対策地域協議会等への児童相談所職員の積極的な出席
2 「迅速性」「一貫性」のある支援体制	<ul style="list-style-type: none"> (1) 窓口の一元化…わかりやすい虐待通告・相談窓口を整備 (2) 相談援助活動の合同実施…都区合同で日常的な相談援助活動を実施

3 専門性の高い相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門性に基づく多角的な支援体制を構築 ○ こどもの心の回復や虐待の再発防止のため、心理ケア等の提供を充実させる
4 こどもの権利擁護	(1) パーマネンシー保障に向けた取組…永続的で安定した養育環境の保障に取り組む
	(2) 里親制度の推進…里親・特別養子縁組を通じた支援、養育家庭のリクルート強化
	(3) 一時保護所における権利擁護…一時保護所の運営について、こどもの権利を最大限尊重
5 安定的な組織づくり	(1) 職員配置と相互人事交流…都は児童福祉司等を政令基準等に基づき配置し、その上で都区が緊密な連携のもと、児童相談所を運営。区は管理職を含め区職員の派遣配置を行い、これにより政令基準等を上回る職員配置を実現
	(2) 職員を守る仕組みの構築…職員の心身を守るという考えのもと、自身をケアする研修等の実施や、職員が働きやすい必要かつ十分な広さと機能を備えた執務空間の整備
6 施設の整備	(1) 施設の全体像…区が新たに設置する施設を都が借用することを前提に協議。区のこども家庭センター（児童福祉機能）・子ども家庭支援センター・都の児童相談所からなる複合施設とし、都区の施設間連携を担当する区の管理職を配置。新たに整備する一時保護所は、原則として江東区児童が利用
	(2) 費用負担…協議の上、双方適正な費用を負担
	(3) 地域に開かれた施設…地元住民等への情報提供のための機会を設定
7 その他の項目	上記事項以外の項目についても引き続き協議する

4 今後のスケジュール

令和7年度	基本合意書 調印
令和8年度～	基本・実施設計
令和10年度～	工事開始
令和12年度以降	開設

新たな児童相談体制構築に関する基本合意書

東京都と江東区は一体的な児童相談体制を構築するため、施設の整備及び運営等に際して、これまで江東区が策定した「江東区児童相談所基本構想」及び「江東区児童相談所基本計画（素案）」の基本方針を踏まえ、「虐待で亡くなるこどもを出さない」「虐待の予防、再発・世代間連鎖の防止」「こどもの権利擁護の徹底」「職員が働きやすい職場にする」という理念を共有した上で、都児童相談所と区こども家庭センターとの連携の在り方について、次のとおり基本的事項に合意する。

1 一体的、重層的な児童相談体制の構築

(1) 江東児童相談所の管轄区域

現江東児童相談所の所管区域について江東区1区のみに変更する。また、一時保護所を含めた現在の江東児童相談所は、江東区が新たに設置する施設の開設に合わせてすべての機能を移す。

(2) 双方の機能の強化・充実

東京都と江東区の持つ機能を相互補完的に最大限活かしながら、虐待の未然防止から再発の防止、次の世代における虐待の予防まで、幅広い相談や支援に切れ目なく対応できる児童相談体制を構築する。この取組を推進するにあたり、江東区は虐待の未然防止と虐待再発防止の取組を強化し、東京都は専門的アセスメント及び重症ケースへの対応など、要保護児童に対する高度な支援を充実させる。

(3) 施設内における都区職員間の連携

都職員及び区職員が名実ともに連携を強化し一体的な施設運営を行うために、相互に顔の見える関係性の構築を図る。そのため執務室について壁や仕切りのないワンフロアに配置することなど施設設計にあたり工夫する。

(4) 児童相談所の地域支援の充実

江東区が主催する要保護児童対策地域協議会の各会議等に児童相談所職員も積極的に出席するとともに、児童相談所によるアウトリーチなど、地域との連携強化に資する新たな支援の取組を検討する。

2 「迅速性」「一貫性」のある支援体制

(1) 虐待通告窓口の一元化

虐待通告の窓口を一元化するため、わかりやすい虐待通告・相談窓口を整備する。通告に対し、最初の対応方針を決める受理会議を都区合同で行い、適切な初動対応機関を迅速に決定し、相談対応のミスマッチや都区間におけるケースの送致等の時間的ロスの解消を図る。

(2) 相談援助活動の合同実施

都区が共同で対応する方が効果的であるケースに対しては、都区合同での援助方針会議やリスク評価、家庭訪問や面接など、日常的に共同で相談援助活動を実施する。

3 専門性の高い相談支援

東京都と江東区は、児童の健全な成長を支えるため、専門性に基づく多角的な支援体制の構築を目指す。

こどもの心の回復や虐待の再発防止のため、一時保護所を含む児童相談所、こども家庭センター双方においてこどものトラウマ等に対する心理ケアや親への心理ケアの提供を充実させる。また、その他の分野の相談機能の充実についても検討していく。

4 こどもの権利擁護

(1) パーマネンシー保障に向けた取組

東京都と江東区は、すべてのこどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を図るため、予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とする場合は、家庭養育優先原則に基づき、こども中心の途切れないケースマネジメントを行い、永続的で安定した養育環境の保障（パーマネンシー保障）に取り組む。

(2) 里親制度の推進

可能な限り家庭的な環境での養育を推進していくため、里親・特別養子縁組を通じた継続的な関係の構築を支援するとともに、養育家庭のリクルート強化など、都区で連携し普及啓発などの取組をさらに進めていく。

(3) 一時保護所における権利擁護の推進

一時保護所の運営については、こどもの権利を最大限尊重したものとす。

5 安定的な組織づくり

(1) 職員配置及び相互の人事交流

東京都は、児童福祉司・児童心理司については政令基準、一時保護所職員については東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例に定める基準に基づく職員配置を行う。その上で、東京都と江東区が緊密な連携のもと、一時保護所を含む児童相談所を運営するため、江東区は管理職を含め区職員の派遣配置を行い、これにより、政令及び条例に定める基準を上回る児童福祉司・児童心理司・一時保護所職員の配置を実現し、きめ細かな相談援助活動を行う。

江東区の派遣職員は一時保護所を含む児童相談所等業務の遂行を通じて法的対応や困難ケースへの対応など専門的支援等にかかる知識や技術を習得するとともに、東京都の派遣職員は、江東区のこども家庭センターでの業務遂行を通じて地域における予防的支援や子育て支援サービスを活用した地域に身近な相談業務にかかる知識や技術を習得する。

(2) 職員を守る仕組みの構築

東京都と江東区は、組織として職員の心身を守るという考えのもと対応策を検討し、職員が対人援助業務における様々なストレスから自身をケアすることができるよう、トラウマ等関連する知識の習得を目的とした研修等を実施する。

また、職員のモチベーションの維持・向上につながり、働きやすく、働き続けることのできるよう、必要かつ十分な広さと機能を備えた執務空間を整備する。

6 施設の整備

(1) 施設の全体像

江東児童相談所の移設にあたっては、江東区が新たに設置する施設のスペースを東京都が借用することを前提に東京都及び江東区で協議を行う。

新たな施設は、(区) こども家庭センター(児童福祉機能)、(区) 子ども家庭支援センター(通称みずべ)、(都) 一時保護所を含む児童相談所からなる複合施設とし、東京都と江東区の施設間の連携を担当する区の管理職を配置する。

施設の整備にあたっては東京都のこれまでの知見を参考にしながら江東区が主体的に行う。

新たに整備する一時保護所は、原則として江東区児童が利用する。ただし、この原則に支障のない範囲で、他自治体の児童の受け入れも可能とする。

(2) 費用負担の考え方

費用については協議の上、双方適正な費用を負担する。

(3) 地域に開かれた施設にするための方法

施設の状況について地元の関係機関や住民等への情報提供のための機会を定期的に設ける。

7 その他の項目の取り扱い

東京都及び江東区は強固な連携体制を構築するため、上記基本的事項以外の項目についても引き続き協議を行っていく。

令和7年10月8日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

東京都知事 小池 百合子

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

江東区長 大久保 朋果

令和8年度 こども・子育て支援の主な取り組み（新規・拡充）

参考 3

No.	事業名 ★：新たな取組	取り組み内容	予算額	所管課
1	★重症心身障害児（者）在宅レスパイト支援事業	医療的ケア児等の自宅などに看護師が訪問し、家族等に代わり、一定時間の医療的ケアを実施する事業について、経済的負担を軽減するため、利用者負担額を無償化します。	1,583千円	障害者支援課
2	★医療的ケア児等支援事業	保護者が冠婚葬祭等により一時的に介護が困難となった場合に、重症心身障害児対象の障害児通所支援施設の開所時間外において一時預かりを実施するとともに、施設の備品等の購入費用を補助します。	9,149千円	障害者支援課
3	★特定不妊治療費（先進医療）助成事業	経済的負担の軽減を図るため、体外受精及び顕微授精を行う際に、特定不妊治療（保険適用）と併用して自費で実施される「先進医療」について、東京都から受けた助成金を除いた金額を一部助成します。	15,107千円	保健予防課
4	★乳児健康診査事業	・令和8年10月より、都内共通受診券を用いた1か月児健康診査の費用助成を開始します。 ・都内共通受診券の導入に先立ち、令和8年4月から償還払いによる1か月児健康診査の費用助成を開始します。	32,337千円	保健予防課
5	★妊産婦健康診査事業	・令和8年10月より、都内共通受診券を用いた産婦健康診査の費用助成を開始します。 ・都内共通受診券の導入に先立ち、令和8年4月から償還払いによる産婦健康診査の費用助成を開始します。	58,438千円	保健予防課
6	こうとう家事・育児サポート事業	3歳に達するまでのこどもがいる世帯へ家事・育児サポーターを派遣します。8年度は対象に妊娠期の保護者を追加するほか、利用上限時間を拡充します。	81,581千円	こども家庭支援課
7	ベビーシッター利用支援事業	未就学児（8年度は障害児のみ小学校6年生まで拡大）の児童を養育する保護者を対象に、東京都が認定したベビーシッター事業者の一時保育サービスを利用した際の利用料を一部補助するほか、ひとり親家庭及び障害児について、利用上限時間をこども一人当たり144時間から288時間に拡充します。	29,673千円	こども家庭支援課
8	児童館管理運営事業	・発災時における利用者の一時滞在に必要な災害備蓄物資を整備します。 ・中高生支援を一層強化するため、中高生フェスの中でダンスイベントを実施します。	3,702千円	こども家庭支援課
9	子ども家庭支援センター管理運営事業	・大島子ども家庭支援センターのリフレッシュひととき保育の定員を10名から16名に拡充するほか、発災時における利用者の一時滞在に必要な災害備蓄物資を整備します。 ・子ども家庭支援センターの子育てひろばの開設時間を午後4時30分まで延長します。（ただし、有明及び住吉子ども家庭支援センターの日曜日、月曜日及び休日については、これまで通り午後4時まで）	12,901千円	養育支援課
10	★こどもプラザ管理運営事業	施設利用者の利便性向上を図るため、オンラインで施設予約及び利用料の支払いができる施設予約システムを導入します。	1,085千円	養育支援課

No.	事業名 ★：新たな取組	取り組み内容	予算額	所管課
11	(仮称) 富岡子ども家庭支援センター整備事業	旧ちどり幼稚園跡地に区内9か所目となる子ども家庭支援センターを整備します。	747,300 千円	養育支援課
12	★親子関係形成支援事業	児童虐待の未然防止を図るため、ペアレントトレーニングを行います。	571千円	養育支援課
13	児童虐待対応事業	令和7年度に、要保護児童対策地域協議会の委員による検討委員会を立ち上げ改訂を行った関係機関向けの「子どもの虐待防止マニュアル」について、関係機関へ配布するとともに、活用のための研修等を実施します。	517千円	養育支援課
14	★こども家庭向け複合施設整備事業	こどもやその家族を総合的に支援するため、子育ての身近な相談支援窓口である区の「子ども家庭支援センター（みずべ）」、令和7年度から新たに設置した区の「こども家庭センター（児童福祉部門）」、都の「児童相談所」を併設した複合施設を整備します。	93,400 千円	児童相談体制連携調整担当
15	保育所管理運営事業 (災害備蓄物資の整備)	発災時における利用者の一時滞在に必要な災害備蓄物資を整備します。	1,990 千円	保育政策課
16	★保育所管理運営事業（性被害防止対策）	保育所等における室内カメラ・パーテーション等のプライバシー保護・安全対策にかかる設備・備品購入経費を補助します。	1,275 千円	保育政策課
	★私立保育所補助事業（性被害防止対策）		7,725 千円	保育支援課
	★認定こども園補助事業（性被害防止対策）		225 千円	
	★地域型保育補助事業（性被害防止対策）		975 千円	
	★認証保育所運営費等補助事業（性被害防止対策）		900 千円	
	★病児・病後児保育事業（性被害防止対策）		225 千円	
17	★保育所等における乳児等通園支援事業	保育所、幼稚園等において、未就園児を対象に専用保育室や空き定員等を活用した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。	864,788 千円	保育政策課 保育支援課
	★幼稚園等における乳児等通園支援事業		168,688 千円	学務課
18	★入園事務 (入園のしおり等の翻訳)	入園のしおり等について、英語及び中国語に対応します。	2,343 千円	保育支援課
19	★入園事務 (保活オンライン相談の実施)	保活における保護者負担等の軽減のため、都及びGovTech東京と連携し、オンライン相談を実施します。	682 千円	保育支援課
20	★朝の児童の居場所づくり事業	児童が小学校の始業前に安心して過ごせる居場所を学校内に確保します。	12,786千円	庶務課
21	学校安全対策事業	発災時における園児等の一時滞在に必要な備蓄物資として、全区立幼稚園にポータブル電源及び携帯トイレを追加配備します。	1,108千円	庶務課

No.	事業名 ★：新たな取組	取り組み内容	予算額	所管課
22	★小学校夏季施設等参加費補助事業	区立小学校夏季施設等の宿泊行事にかかる保護者負担の費用を補助するとともに、公立特別支援学校に通う児童に対しても同等の補助を実施します。	181,627千円	庶務課
23	★中学校修学旅行等参加費補助事業	区立中学校修学旅行等の宿泊行事にかかる保護者負担の費用を補助するとともに、公立特別支援学校に通う生徒に対しても同等の補助を実施します。	261,899千円	庶務課
24	★私立幼稚園等運営費扶助事業	子ども・子育て新制度に移行した幼稚園及び認定こども園において園が保護者から徴収可能な特定負担額への補助を実施し、保護者の負担を軽減します。	140,036 千円	学務課
25	豊かな体験活動事業	東京辰巳アイスアリーナにおける小学校4年生のアイススケート体験を全校実施に拡充します。	26,322千円	指導室
26	教育支援センター事業	臨海地区の不登校児童・生徒の受入れ場所を確保する観点から、ブリッジスクール辰巳教室を開設します。	56,927 千円	指導室
27	★日本語指導員派遣事業	日本語指導が必要な児童生徒のための、GIGAスクール端末を活用した日本語翻訳ツール及び、その保護者との面談等を円滑に行うための、オペレーターによるビデオ通訳が可能なアプリを試行的に導入します。	9,100 千円	教育支援課
28	★地域クラブ活動事業	休日の地域クラブ活動を拡充するとともに、平日の地域クラブも試行実施するほか、生徒が参加可能な地域団体の情報を集約・紹介するポータルサイトを導入します。	98,299 千円	教育支援課
29	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーの配置人数を拡充します。	13,355千円	教育支援課
30	★放課後子どもプラン事業	人件費の高騰等を踏まえ、きつずクラブの運営にかかる委託料及び私立学童クラブ運営補助金を引き上げるとともに放課後児童支援員のキャリアアップ処遇改善事業を実施します。	306,354千円	地域教育課
	★私立学童クラブ補助事業		5,344 千円	

令和8年3月16日
こども未来部こども政策推進担当

令和8年度 江東区こども・子育て会議について

1. 協議事項

- 江東区こども計画における各事業の実績報告（令和7年度）について

- その他、こども施策に係る事務、子ども・子育て支援事業及びこどもの権利に関する施策の推進に関してこども・子育て会議における委員の意見聴取が必要な事項について

2. 会議開催（予定）

令和8年度に2回程度開催。

上半期（1回程度）：令和7年度の各事業実績報告
その他

下半期（1回程度）：令和9年度の子育て支援事業について
その他

※必要に応じて追加開催する場合があります